◇電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百七十六号）（総務省）

１　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこと。（本則関係）

２　この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。（附則関係）

◇旅券法施行令及び出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令（政令第百七十七号）（外務省）

第１　旅券法施行令の一部改正

１　国内における手数料の額及び納付の方法に係る規定の整備

国内において一般旅券の発給等の申請をする者に係る国分の手数料の具体的な額について定める。（第一条第一項関係）

２　直接外務大臣に申請する場合の手数料に係る規定の削除

旅券法の一部を改正する法律（令和八年法律第十九号）の規定により旅券法第二十条第四項の政令への委任の規定が改正されることに伴い、一般旅券の発給等について、直接外務大臣に申請する場合の手数料の額を定める規定を削除する。（第三条関係）

３　国外における手数料の額及び納付の方法に係る規定の整備

⑴　国外において一般旅券の発給等の申請をする者に係る手数料に関する規定を整備する。（第五条関係）

⑵　領事官の所在国の通貨について、当該国において広く一般に流通している通貨として外務省令で定めるものを含むものとする。（第五条第一項～第五項関係）

４　その他

その他所要の改正を行う。

第２　出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正

第１の旅券法施行令の一部改正により一般旅券の発給等の申請をする者に係る手数料の額が改定されることに伴い、難民旅行証明書の交付に係る手数料の額を改定する。（第二十五条第一項第十号関係）

第３　施行期日

この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則関係）

法　律

環境省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第二十二号

環境省設置法の一部を改正する法律

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（地方環境局）」に改め、同条第一項及び第二項中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改め、同条第三項中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、「及び管轄区域」を「、管轄区域及び内部組織」に改め、同条第四項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、令和八年七月一日から施行する。

（農薬取締法等の一部改正）

２　次に掲げる法律の規定中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

一　農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四十四条第二項

二　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六十九条

三　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十条第二項

四　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第三十条の三

五　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二十四条の二

六　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十四条の五

七　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二十七条の二

八　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第十六条の二第二項

九　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第四十四条

十　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第二十二条

十一　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十四条

十二　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十六条第二項

十三　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第四十四条第一項

十四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十五条

十五　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二十三条第二項

十六　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第二十六条の二

十七　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第四十条の二